

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人グリーンスポーツ奈良
団体所在地	奈良市青山七丁目98番地
活動の開始年月	平成17年4月
法人格	<input checked="" type="radio"/> あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成20年2月13日 所轄：奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 <input checked="" type="radio"/> 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ <input checked="" type="radio"/> 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 <input checked="" type="radio"/> 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他()
主な活動対象地域	奈良県奈良市・斑鳩町を中心とし県全域
現在の活動内容	① 生徒・父母・先生・地域住民と協働で、学校・公園等をテーマとして、低コストで実施する活動を行う。 ② グリーンポスト等でゴミを有機肥料にリサイクルする活動とそれを活用する活動を行う。 ③ 子どもの時から環境を大切にする心を育てる必要性を感じ「生ゴミリサイクル」学校出前講座を行う。 個人会員数 11人 : 団体会員 0 団体 : 専従職員 2人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	2014年 } 斑鳩町(2014年~) 奈良市(2014年~) 生ゴミを有機肥料にリサイクルするグリーンポスト講習会を開催 (斑鳩町及び奈良市と協働) 2015年 } 開催 (斑鳩町及び奈良市と協働) 2016年 } 生ゴミリサイクル環境講座として、学校出前講座 2017年 } を奈良市立小学校で実施 (奈良市と協働)
寄附者へのPR (寄附を活用して取り組みたい活動内容)	グリーンスポーツ奈良は「環境に優しいエコ社会を目指しています」 1. 地球温暖化防止と子ども達の健全育成活動 - 「町を緑に」学校・公園・広場等の生ゴミ処理事業と運動の推進事業 2. 生ゴミリサイクルによるゴミ減量活動 - グリーンポスト等の普及事業 3. 里山・里地環境保全活動 - 耕作放棄地再生事業と農業体験事業


受付番号

(様式第3号)

令和5年12月22日現在

団体役員名簿

特定非営利活動法人
団体名: グリーンスポーツ奈良

役職名	氏名	住所
理事	吉田 征八郎	
理事	岡田 征代	
理事	前川 豊子	
理事	吉田 幸至	
理事	高瀬 恵美	
理事	菊山 勇	
理事	吉岡 征治	
監事	今西 邦雄	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人グリーンスポーツ奈良定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グリーンスポーツ奈良という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市青山7丁目98番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、スポーツ大会・施設の管理運営、環境保全、遊休地活用に関する事業を行い、スポーツの振興及び子どもの健全育成、環境保全、地域の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① スポーツの啓発普及 及び、チーム支援に関する事業
- ② スポーツ大会、スクール等の主催・運営及び、施設の管理・運営に関する事業
- ③ 緑化・芝生化及び、遊休地・空家活用に関する事業
- ④ ゴミリサイクルに関する事業

(2) その他の事業

① 販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)



上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内。
- (2) 監事 1人



- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

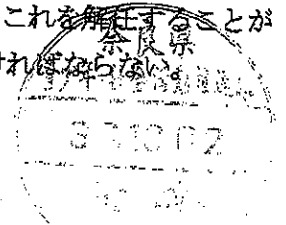
(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。



(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。



(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければ



ならない。

3 前2項の規定に関わらず、社員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

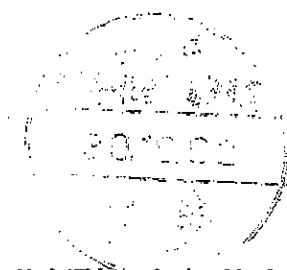
- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。



- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。



第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決する者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

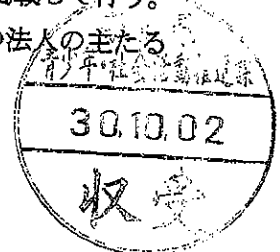
(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(雑則)

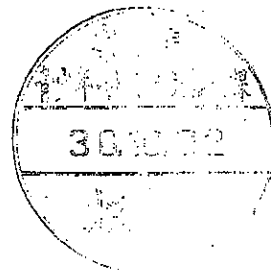
第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。



附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉田 征八郎
副理事長	曾我 慎一
理事	横田 昌夫
同	大西 邦雄
同	堀川 武司
同	岡田 征代
同	前川 豊子
同	吉田 幸至
監事	今西 邦雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2008年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 個人正会員 一口 2000円
 - (2) 賛助会員 一口 10000円



2022年度事業報告書

2022年4月1日から 2023年3月31日まで

特定非営利活動法人
グリーンスポーツ奈良

1. 事業実施の成果

ゴミリサイクル事業において、ダンボールコンポスト講習会に加えて、木枠コンポスト講習会(計6回)を実施し、生ごみを有機肥料にリサイクル。地球温暖化防止に役立てる講習会を行いました。
また、生ごみを有機肥料を使って、日笠原北を種園跡地(ほと青山)をテイルガーデンに畑をつくり、さつまいも(180株)にねぎ(900株)を育て、安全な有機肥料を育て、生ごみリサイクルをPRしました。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①スポーツの啓発普及及び、チームの支援に関する事業	実施なし					
②スポーツ大会、スクール等の主催・運営及び、施設の管理・運営に関する事業	実施なし					
③緑化・芝生化及び遊休地・空き家活用に関する事業	実施なし					
④ゴミリサイクルに関する事業	DC講習会を奈良県斑鳩町、奈良市青山町等で計6回実施しました。	通年	斑鳩町4回 奈良市1回 斑鳩町1回	(1回 1~3人	講習会参加者 1回 7~20人	294
	DCでできた有機肥料を使って畑づくりをし、さつまいも、ねぎを育てる。	通年	奈良市 ほと青山	2~5人	10人~20人	

(2) その他の事業

販売事業	実施なし					

2022年度 活動計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人
グリーンスポーツ奈良

(単位:円)

科 目	特定非営利活動に係 る事業	その他の事業	合 計
I、経常収益			
1、受取会費			
正会員受取会費	30 000		30 000
2、受取寄付金			
受取寄付金	0		0
3、受取助成金			
受取助成金	37 000		37 000
4、事業収益			
・スポーツの啓発普及及び、チームの 支援に に関する事業収益			
・スポーツ大会、スクール等の主催・運営 及び、施設の管理・運営に関する事業収益			
・緑化・芝生化及び、遊休地・空き活用に 関する事業収益			
・ゴミリサイクルに関する事業収益	193 160		193 160
・販売収益			
5、その他収益			
受取利息	4		4
経常収益 計	260 164		260 164
II、経常費用			
1、事業費			
(1)人件費			
給料手当			
臨時雇用賃金	30 000		30 000
人件費 計	30 000		30 000
(2)その他の経費			
会議費	21 655		21 655
旅費交通費	20 787		20 787
車両費	48 620		48 620
通信運搬費	26 772		26 772
備品費	1 600		1 600

科 目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合 計
消耗品費	31051		31051
修繕費			
賃借料	700		700
保険料			
減価償却費			
売上原価	113320		113320
工事費			
雑費			
その他の経費計	264505		264505
事業費 計	294505		294505
2、管理費			
(1)人件費			
役員報酬			
人件費 計			
(2)その他の経費			
会議費	21655		21655
旅費交通費	20786		20786
車両費	68620		68620
通信運搬費	23771		23771
備品費	79490		79490
消耗品費	2560		2560
雑費	10820		10820
その他の経費 計			
管理費 計	210702		210702
経常費用 計	505207		505207
当期経常増減額	-245043		-245043
Ⅲ、経常外収益			
経常外収益 計			
Ⅳ、経常外費用			
経常外費用 計			
経理区分振替額			
当期正味財産増減額	-245043		-245043
前期繰越正味財産額	444559		444559
次期繰越正味財産額	199516		199516

貸借対照表

2023年3月31日現在

特定非営利活動法人 グリーンスポーツ会

科 目	金 額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産	199516		
現金	0		
普通預金	0		
未収金			
流動資産合計		199516	
2 固定資産	0		
不動産	0		
車両運搬具	0		
什器備品	0		
固定資産合計		0	
資産合計 (A)			199516
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払い金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計 (B)			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		244559	
当期正味財産増加額		-245043	
正味財産合計 (C)			199516
負債及び正味財産合計 (A) = (B) + (C)			199516

財 産 目 録

2023年 3月31日現在

持株非営利活動法人 グリーンスポーツ奈良

科 目 ・ 摘 要	金 額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金	199516		
普通預金	0		
流動資産合計		199516	
2 固定資産			
土地	0		
利付国債	0		
固定資産合計		0	
資産合計			199516
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			199516